

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に自動車部品などのプレス金属加工を行うA県B所在のC会社Y工場（以下「会社」という。）に雇用され、事務作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月に喉の痛みが出現し、次第に症状が悪化したことから、同年〇月〇日に会社を退職したが、退職後も症状が改善しないため、同年〇月〇日D診療所に受診し「有機溶剤中毒」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病により症状が出現したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務により本件疾病の症状が出現した旨主張しているので、労働省（現厚生労働省）労働基準局長通達「脂肪族化合物、脂環式化合物、芳香族化合物（芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体を除く。）又は複素環式化合物のうち有機溶剤として用いられる物質による疾病の認定基準について」（昭和51年1月30日付け基発第122号。以下「認定基準」という。）に基づき、判断する。なお、当審査会は、当該認定基準については、専門家の医学的知見に基づいて定められたものであり、妥当な取扱いであると考え。その要旨については決定書別紙記載を引用する。

(2) 認定基準に照らし、請求人が、有機溶剤に相当期間にわたり、繰り返しさらされる業務に従事していたか否かについて、検討する。

請求人は、会社の2階事務室において、事務作業に従事していたものであるが、会社の1階作業場においては、有機溶剤作業が行われていたことが認められ、1か月当たり相当量の有機溶剤の使用が認められる。しかし、当該作業場には局所排気装置が設置されており、請求人が主張する症状が出現する前後に実施された労働安全衛生法に基づく作業環境測定においては「適切」であるとの評価がなされており、有機溶剤の濃度等の問題は認められなかった。

また、請求人が業務を行っていた2階事務室の隣室には、有機溶剤を使用する1階作業場に通じる開口部（約0.66㎡）が在るものの、請求人が作業している机の位置から扉を経由して約2.2m離れており、1階作業場から請求人の席までには十分な気積も認められる。

請求人と同じ2階事務室で勤務していた他の労働者は、請求人と同様の症状を訴えてはならず、請求人が業務において有機溶剤にばく露された事実は確認できないばかりか、請求人は、有機溶剤を使用している1階作業場においては、ほとんど作業をしていなかったのであり、かつ、開口部に通じる倉庫のドアに最も近い机で勤務していたとの請求人の主張を考慮したとしても、入社後約2か月後に症状が出現していることに鑑みると、有機溶剤に繰り返しさらされる業務に従事していたと認めることはできない。

- (3) 請求人の症状及び傷病名については、請求人が受診した医療機関の○名の医師は、全て異なる傷病名を挙げており、その病名と有機溶剤との因果関係については、E医師を除き、不明・不詳・証明困難等としている。

E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、傷病名を「有機溶剤中毒」と診断し、1階の工場から上がってくる有機溶剤が原因であるとして、請求人に出現した症状と有機溶剤との因果関係を肯定しているが、診断根拠は請求人が申し立てた作業環境と症状の経過による臨床的判断であり、同医師が行った尿検査においては、「尿中の総三塩化物：1.0以下、尿中のトリクロル酢酸：1.0以下」とのことであり、請求人の本件疾病と有機溶剤との因果関係を肯定する検査結果は得られていない。

したがって、有機溶剤と請求人の本件疾病との因果関係を認める客観的な医学的所見は得られていないことから、請求人の本件疾病と有機溶剤との間に相当因果関係があるとは認められない。

- (4) また、認定基準によれば、離職によって症状は改善されるとされているところ、請求人の平成○年○月○日付け聴取書によれば、「現在も1日のうちに何度かイガイガすることがある」旨述べており、平成○年○月○日の離職後約9か月後においても咽頭症状が完全に寛解していないことが認められる。仮に請求人の症状が、平成○年○月○日付けFセンターG作成の「請求人の有機溶剤中毒審査請求についての意見」で述べるように、有機溶剤中毒で咽喉のイガイガ感を主訴とした軽度のものであるとすると、離職後約9か月間も当該症状が持続することは不自然であり、請求人の症状のほとんどが有機溶剤中毒に起因するものではないことが示唆される。

- (5) さらに、請求人は、症状について、咽頭症状や喘鳴症状のみと述べているが、医証によると、目のかゆみや鼻炎症状をほぼ同時期に訴えており、アレルギー

機序による症状が加味されていたことを否定できないと思料する。

(6) 以上のことから、本件については、有機溶剤に係る認定基準に該当しないと認められるので、業務に起因することの明らかな疾病とは認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。